

福岡県エネルギー対策特別融資制度 必要書類の記載要領

(令和6年6月改定)

目次

1	借入申込みに必要な書類（一覧表）	1 ページ
2	留意事項	2 ページ
3	記載例	9 ページ
	・ 信用保証委託申込書一式	10 ページ
	・ エネルギー対策事業計画書	18 ページ
	・ 省エネ率計算シート	19 ページ
	・ チェックリスト	23 ページ

<福岡県エネルギー対策特別融資制度に関する問合せ先>

福岡県 企画・地域振興部 総合政策課 エネルギー政策室

所在地：〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

電○話：092-643-3148

FAX：092-643-3160

メール：energy@pref.fukuoka.lg.jp

ウェブ：（本融資制度関係）<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/youushi01.html>

ウェブ：（ふくおかのエネルギー）<https://www.f-energy.jp>

1 借入申込みに必要な書類（一覧表）

○ 本融資の借入申込みに必要な書類は次のとおりです。

区分	書類名	配布・掲載場所	備 考
一般的事項に関する書類	1 信用保証委託申込書（信用保証委託契約書一式）	取扱金融機関	
	2 個人情報の取扱い（提供）に関する同意書	取扱金融機関	「1.信用保証委託申込書」の書式に付属しています。包括同意書を提出している場合は不要です。
	3 納税証明書	県税事務所	納期限が到来している直近の1事業年度分（1年分）に係る事業税を完納していることを示す納税証明書を提出してください。 ただし、事業税の課税がない場合、法人は法人県民税、個人は市町村が発行する県・市町村民税の納税証明書を提出してください。
	4 商業登記簿謄本	法務局	法人の場合に必要です。 新規の申込みの場合、または登記事項に変更があった場合に提出が必要です。 発行後1か月以内のものを提出してください。
	5 印鑑証明書	市町村	新規の申込みの場合、または届出事項に変更があった場合に提出が必要です。 発行後3か月以内のものを提出してください。
	6 許認可証等の写し	許認可等を行った機関	許認可等を必要とする業種の場合に必要です。
	7 決算書、納税申告書等の写し。ただし、特定非営利活動法人の場合は、これに代えて、次に掲げるすべての書類を提出すること。 ① 事業報告書 ② 計算書類及び財産目録 ③ 年間役員名簿 ④ 社員のうち10人以上の者の氏名及び住所を記載した書面の写し		原則として、法人は直近2期分の決算書の写し、個人は直近2年分の納税申告書の写しが必要です。 特定非営利活動法人の場合に必要な①～④は、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第28条第1項の規定により作成・備置きが義務付けられている書類となります。
	8 事業者選択型経営者保証非提供制度要件確認書兼誓約書	取扱金融機関	<u>事業者選択型経営者保証非提供制度に基づき、経営者保証を提供しない場合に必要です。</u>
エネルギー関連事項に関する書類	9 エネルギー対策事業計画書	取扱金融機関 県ホームページ	
	10 設備の見積書		有効期限内のものを提出してください。
	11 導入しようとする設備等が融資対象に該当することを示す書類		設備等のカタログ、仕様書、図面、省エネ診断書などを提出してください。
	12 省エネ率計算シート	取扱金融機関 県ホームページ	建築物の省エネ改修の場合のみ必要です。
	13 チェックリスト	取扱金融機関 県ホームページ	必要書類がすべて揃っているかを確認してください。（申込みの際はこのチェックリストも要添付）
	14 その他必要と認める書類		1～12の書類のほかに、必要に応じて追加資料をお願いする場合があります。 ※ 再生可能エネルギー発電設備の導入を行う場合は、次の書類を添付してください。 <低圧（50kW未満）の場合> 「系統連系に係る契約のご案内」の写し <高圧・特別高圧（50kW以上）の場合> 「接続検討結果（接続検討回答書）」の写し

2 留意事項

- 福岡県エネルギー対策特別融資制度では、必要書類を、「一般的事項に関する書類」と「エネルギー関連事項に関する書類」に分類しています。他の制度融資の場合にも一般的に必要とされる書類が「一般的事項に関する書類」、本融資制度の場合に特別に必要となる書類が「エネルギー関連事項に関する書類」です。
- 融資の申込みにあたっては、「一般的事項に関する書類」と「エネルギー関連事項に関する書類」のいずれも提出する必要があります（ただし、場合によっては、申込書類の一部を添付しなくてよいものもあります）。
- 必要書類⑧「エネルギー対策事業計画書」、必要書類⑩「省エネ率計算シート」及び必要書類⑫「チェックリスト」の様式のデータを、県のホームページ（URLは次のとおり）からダウンロードすることができます。
<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/youushi01.html>

1 一般的事項に関する書類

① 信用保証委託申込書一式

- 記載例（10～17ページ）を参照してください。
- 申込人（企業）概要は、信用保証協会の申込みが初めての場合は全項目記入してください。2回目以降の申込みの場合は、変更のない項目については、記入を省略することができます。
- 信用保証委託契約書は、金銭消費貸借契約書等の締結時に作成・提出が必要です。

② 個人情報の取扱い（提供）に関する同意書

- 初回の保証申込の場合に必要です。
- 「1 信用保証委託申込書一式」の中に含まれています。
- 保証申込の関係者（本人、連帯保証人、担保提供者等）から個別に提出をお願いします。
- 個人情報保護法に基づき、信用保証協会が定める同意書「個人情報の取扱いに関する同意書（保証協会用）」「個人情報の提供に関する同意書（金融機関用）」に署名捺印の上、提出をお願いします。
- 包括同意書を提出している場合は、提出不要です。

③ 納税証明書

- 法人の場合は直近の1事業年度分（納期限到来のもの）、個人の場合は直近の1年分（納期限到来のもの）に係る事業税（事業税の課税がない場合は、県・市町村民税）を完納していることが要件となります。
- 完納していることの確認は、事業税及び法人県民税については県税事務所発行の納税証明書、県・市町村民税については市町村発行の納税証明書により行います。
- 直近の納期限到来分の証明書が必要であるため、借入申込日までの間に新たに納期限が到

来た場合は、新しく取り直す必要があります。

- 個人の県・市町村民税の場合、第1期が6月末、第2期が8月末、第3期が10月末、第4期が1月末の納期限となっているので、
 - ・ 4～6月に申し込む場合は、前年度分（1年分）
 - ・ 7～8月に申し込む場合は、第1期分
 - ・ 9～10月に申し込む場合は、第1～2期分
 - ・ 11月～1月に申し込む場合は、第1～3期分
 - ・ 2月～3月に申し込む場合は、今年度分（1年分）を完納した納税証明書が必要となります。
- 法人で法人事業税の課税がない場合は、法人県民税の納税証明書が必要となります。
- 個人事業主で事業税の課税がない場合は、県・市町村民税の納税証明書が必要です。また、県・市町村民税が非課税の場合は、非課税証明書が必要となります。
- 県内に移転して間もない場合は、次のとおり取り扱います。
 - ・ 課税がなされていれば、納期未到来の場合でも、取り扱えます。ただし、前住所地における事業税等の完納の確認が必要です。
 - ・ 課税がなされていない場合でも、開業届が税務署に提出されており、かつ、前住所地における事業税等の完納が確認できれば取扱いできます。

④ 商業登記簿謄本

- 法人の場合に写しが必要です（原本証明又は履歴事項全部証明書）。
- 申込時点から1か月以内に発行されたものに限りします。
- 2回目以降の保証申込みの際は、記載事項に変更があった場合のみ必要です。

⑤ 印鑑証明書

- 平成18年11月以降、信用保証協会への保証申込みが初めての場合は、申込時に印鑑証明書の写し（発行後3か月以内のもの）が必要です。
- 2回目以降の保証申込みの際は、記載事項に変更があった場合のみ必要です。
- 融資実行時には、原則として原本が必要です。

⑥ 許可・認可・登録・届出（写）

- 許認可等を必要とする業種の場合に必要です。許認可等が必要な業種で許認可等を有していない場合、融資対象となりません。
- 工事1件の請負金額が500万円（建築一式の場合1,500万円）未満のみの場合、建設業許可が不要であるなど、業種によって許認可等の要件が異なりますので、不明な点は関係機関へ確認してください。
- 許認可等は本人（法人の場合は法人）名義である必要があります。

⑦ 決算書、納税申告書等の写し

- 法人の場合は原則として直近2期分の決算書の写し（勘定科目明細書付）、個人の場合は原則として直近2年分の納税申告書の写しが必要です。
- 元帳などにより内容を確認する場合があります。
- 決算期より一定期間（6か月）経過の場合は残高試算表が必要です。
- 特定非営利活動法人の場合は、決算書、納税申告書等に代えて、次に掲げるすべての書類を提出してください。
これら①～④の書類は、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第28条第1項の規定により、特定非営利活動法人に作成・備置きが義務付けられている書類となります。
 - ① 事業報告書
 - ② 計算書類及び財産目録
 - ③ 年間役員名簿
 - ④ 社員のうち10人以上の者の氏名及び住所を記載した書面の写し

⑧ 事業者選択型経営者保証非提供制度要件確認書兼誓約書

- 事業者選択型経営者保証非提供制度に基づき、経営者保証を提供しない場合に必要です。

2 エネルギー関連事項に関する書類

⑧ エネルギー対策事業計画書

- 記載例（18ページ）を参照してください。
- 様式は、県のホームページ（URLは次のとおり）からダウンロードすることができます。
記載内容が多い場合は、紙が2ページにわたっても構いません（裏面の使用も可）。
<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/yuushi01.html>
- この書類には押印は不要です。
- 導入・整備する設備等（融資を受けて行おうとする事業）の種類、内容（名称・型式、規模・出力、省エネ効果、金額、完了・運転開始予定日等）、設備等を導入・整備しようとする場所（すなわち事業の実施場所）、資金調達計画を記入してください。
- 「2 導入・整備する設備等の内容」の「設備等の名称、型式等」の欄には、設備や工事の名称、型式、区分等（例：「太陽光発電設備」、「太陽光発電設備設置工事」、「蓄電池」、「事務所ビルの省エネ改修工事」、「土地の造成」、「系統連系に係る工事負担金」等）を記入してください。
- 「2 導入・整備する設備等の内容」の「設備等の規模・出力、省エネ効果等」の欄には、次のような内容を記入してください。
 - ・ 省エネルギー設備、再生可能エネルギー設備等の導入の場合
…設備（発電）容量、省エネ効果、設置工事の概要、土地の造成を伴う場合は造成する土地の面積等
 - ・ 建築物の省エネ改修の場合 …省エネ改修工事の概要、省エネ効果等
 - ・ 水素ステーションその他の次世代自動車用燃料供給設備の導入の場合 …供給能力等
- 「2 導入・整備する設備等の内容」の「完了予定日（運転開始予定日）」の欄には、申込時点で想定している設備設置日、工事完了日、運転開始日等を記載してください。

- 「2 導入・整備する設備等の内容」の合計金額、「4 資金調達計画」の合計所要額、「信用保証委託申込書」（必要書類①）の「調達方法」の合計額が一致するように金額を記入してください。

なお、融資対象経費とならないもの（例：土地の購入費）であっても、「信用保証委託申込書」の「調達方法」に当該経費を記載するときは、「2 設備投資の内容」及び「4 資金調達計画」にも同内容を記載し、本事業計画書と「信用保証委託申込書」で内容に違いが出ないようにしてください。

- 本融資と合わせて金融機関のプロパー融資を受ける場合、金融機関のプロパー融資の金額は、「4 資金調達計画」の「その他（自己資金含む）」に記入してください。

⑨ 設備等の見積書

- 融資対象となる事業の費用を確認するための書類として、提出を求めるものです。
- 融資対象となる事業以外の事業（融資対象外の設備導入等）を併せて行う場合は、融資対象経費と融資対象外経費を明確に分けた上で、融資対象経費に係る見積書を提出していただく必要があります。
- 見積書は、その作成者が設定した有効期限内のものに限ります。

⑩ 導入しようとする設備等が融資対象に該当することを示す書類（例：設備等のカタログ、仕様書、図面、省エネ診断書等）

- 導入しようとする設備等が、本融資制度の融資対象となる設備等であるかどうかを確認するための書類として、提出を求めるものです。
- 設備等のカタログ、仕様書、図面、省エネ診断書等は例示です。他の書類であっても、それが融資対象となる設備等であることを示す書類（省エネ改修工事の場合は、省エネ改修工事であることを示す書類）であれば構いません。
- なお、提出された書類だけでは当該設備等が融資対象設備等であるか否かを判断できない場合は、他の書類の追加提出をお願いすることがあります。
- 省エネ診断とは、以下の資源エネルギー庁実施の事業のことです。
 - ・ 一般社団法人省エネルギーセンター「エネルギー利用最適化診断事業」
(<https://www.shindan-net.jp/>)
 - ・ 資源エネルギー庁地域プラットフォーム構築事業「省エネお助け隊」
(<https://www.shoene-portal.jp/>)事業者を対象に、設備の運用改善や省エネ型設備への更新による経済的効果等を専門家がアドバイスするというもので、その際に交付される回答書が「省エネ診断書」です。
- 省エネ診断により、省エネ型設備への更新について経済効果等が示され、その結果に基づき設備を導入する場合は、省エネ診断書をもって、「導入しようとする設備等が融資対象に該当することを示す書類」とすることができます。
- 他の公的機関等（本県含む。）が実施する省エネ診断事業に類似する事業により、省エネ型設備への更新について経済効果等が示され、その結果に基づき設備を導入する場合は、当該機関が示した省エネ診断書と類似の書類をもって、「導入しようとする設備等が融資対象に該当することを示す書類」とすることができます。
＜他の公的機関等が実施する省エネ最適化診断に類似する事業の例＞
 - ・ 福岡県省エネルギー相談事業（無料）※詳細は、<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/syouenesodan.html> を御覧ください。

⑪ 省エネ率計算シート

i 全体

- 記載例（19～22ページ）を参照してください。
- 複数の建築物で省エネ改修を行う場合は、「省エネ率計算シート」を建築物ごとに1枚ずつ作成してください。
- 様式は、県のホームページ（URLは次のとおり）からダウンロードすることができます。
<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/yuushi01.html>
- この書類により、省エネ率が10%以上となることを確認してください（省エネ率が10%以上となることが融資の条件となります）。

ii 「1 省エネ改修を行う建築物の概要」について

- 「名称」の欄には、省エネ改修を行う建築物の名称を記入してください。
（例）「**社事務所ビル」、「☆☆レストラン□□店」
- 「所在地」の欄には、省エネ改修を行う建築物の所在地を記入してください。所在地は、必要書類⑧「エネルギー対策事業計画書」の「3 設備を導入・整備しようとする場所」と一致させてください。
- 「規模」の欄には、省エネ改修を行う建築物の延床面積と階数（地上階・地下階）を記入してください。
※ 延床面積が5,000㎡以上か未満かで、躯体改修における「見なし省エネ率」が異なります（vを参照）。
- 「用途」の欄には、省エネ改修を行う建築物の主な用途を1つ選択し、「✓」を記入してください。
※ 建築物の用途により、設備改修における「見なしエネルギー消費割合」が異なります（viを参照）。
- 「集客施設」は、物販店（百貨店、マーケット等）や飲食店（レストラン、喫茶店等）以外の商業施設・店舗を広く含めるものとします。
- 「その他」の場合は、「事務所」・「学校」・「物販店・飲食店・集客施設」・「病院」・「ホテル」のうち最も近いと言える分類で、設備改修の省エネ効果を計算してかまいません。

iii 「2 省エネ改修による省エネ率」について

- 「**A** 躯体改修による省エネ率」の欄の記入にあたっては、先に「4(1) 躯体改修〔必須〕」で躯体改修による省エネ率を計算し、そこで得られた数字を転記してください（小数点第一位まで。以下、「省エネ率計算シート」でパーセンテージを記入する欄について同じ）。
- 「**B** 設備改修による省エネ率」の欄の記入にあたっては、先に「4(2) 設備改修」で設備改修による省エネ率を計算し、そこで得られた数字を転記してください。

- 「合計[A]+B」の欄には、A（躯体改修による省エネ率）とB（設備改修による省エネ率）を足し合わせた省エネ率を記入してください。その際、合計が10%以上となることを確認してください。

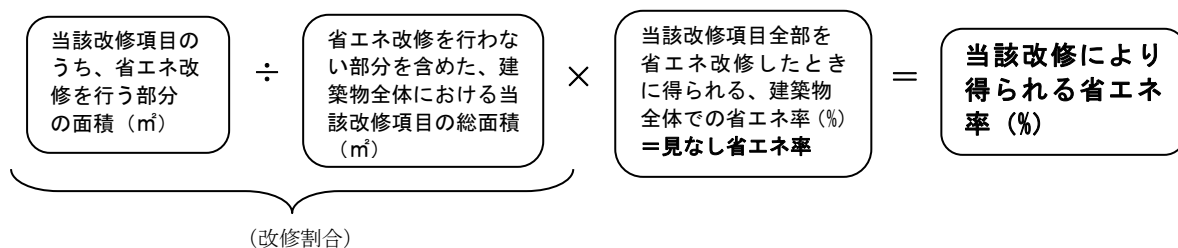
iv 「3 省エネ改修の工事開始予定日及び工事終了予定日」について

- 「工事開始予定日」の欄には、工事開始予定日（融資申込時点の見込み）を記入してください。
- 「工事終了予定日」の欄には、工事終了予定日（融資申込時点の見込み）を記入してください。工事終了予定日は、必要書類⑧「エネルギー対策事業計画書」の「2 実施内容」の「完了予定日」欄と一致させてください。

v 「4 省エネ改修による省エネ率の計算根拠 (1) 躯体改修〔必須〕」について

- 「建築物の省エネ改修」で融資申込みを行う場合、躯体改修は必須となっています。
- 躯体改修による省エネ率は、次の計算式による「見なし省エネ率」を使って算出することができます。

① 1つの改修項目の省エネ率



② 躯体改修による建築物全体での省エネ率

各改修項目で得られる省エネ率の和＝躯体改修による建築物全体での省エネ率

- 本融資制度では、延床面積が5,000 m²以上の建築物を「大規模建築物」、延床面積が5,000 m²未満の建築物を「中小規模建築物」として取り扱い、躯体改修における「見なし省エネ率」に違いを設けています。

<見なし省エネ率>

改修項目	大規模建築物 (5,000 m ² 以上)	中小規模建築物 (5,000 m ² 未満)
開口部	3%	15%
屋根・外壁	2%	12%
日射遮蔽	1%	4%
その他	個別に判断	個別に判断

- 見なし省エネ率を使わずに省エネ率を計算する場合及びその他（開口部、屋根・外壁及び日射遮蔽以外）の改修を行う場合は、「4 (3) 補足」に、その計算式等を記入してください。なお、必要に応じて関係資料を添付してください。
- 「その他」の改修項目が複数ある場合は、適宜行を追加してください。

vi 「4 省エネ改修による省エネ率の計算根拠 (2) 設備改修」について

- 設備改修による省エネ率は、次の計算式による「見なしエネルギー消費割合」を使って算出することができます。

① 1つの改修設備の省エネ率

$$\begin{array}{c} \text{当該設備全部が} \\ \text{建築物に占める} \\ \text{見なしエネルギー} \\ \text{消費割合 (\%)} \end{array} \times \begin{array}{c} \text{導入する設備の} \\ \text{省エネ率 (\%)} \\ \text{※ 改修前の設} \\ \text{備と比較して、} \\ \text{新たに導入す} \\ \text{る設備はどれ} \\ \text{くらい省エネ} \\ \text{性能が高いか} \end{array} \times \begin{array}{c} \text{建築物全体で} \\ \text{存在する当該} \\ \text{設備のうち、} \\ \text{改修を行う割} \\ \text{合 (\%)} \\ \text{=改修割合 (\%)} \end{array} \div 10000 = \begin{array}{c} \text{当該設備改修} \\ \text{による省エネ} \\ \text{率 (\%)} \end{array}$$

② 設備改修による建築物全体での省エネ率

各改修設備の省エネ率の和＝設備改修による建築物全体での省エネ率

- 本融資制度では、各設備ごとに「見なしエネルギー消費割合」を設定しており、建築物の用途によってその率に違いを設けています。

<見なしエネルギー消費割合>

改修設備の分類		事務所	学校	物販店・飲食店・集客施設	病院	ホテル
空調設備	熱源設備	35%	28%	28%	21%	32%
	搬送設備	5%	4%	4%	3%	5%
	二次側機器	10%	8%	8%	6%	8%
換気設備		5%	10%	10%	10%	5%
照明設備		20%	25%	25%	10%	10%
給湯設備	熱源設備	-	-	9%	36%	27%
	搬送設備	-	-	1%	4%	3%
昇降設備		3%	-	5%	5%	3%
その他		22%	25%	10%	5%	7%
合計		100%	100%	100%	100%	100%

- 「導入する設備の省エネ率」の欄には、当該設備のカタログ、仕様書その他の資料に記されている省エネ性能を基に、省エネ率を記入してください（設備の更新を行う際は、既存の設備と比較してどれくらい省エネ性能が高いかを記してください）。あわせて、その資料を必要書類⑩「導入しようとする設備等が融資対象に該当することを示す書類」として添付してください。
- 見なし省エネ率を使わずに省エネ率を計算する場合及びその他の設備（空調設備、換気設備、照明設備、給湯設備及び昇降設備以外の設備）の改修を行う場合は、「4(3) 補足」に、その計算式等を記入してください。なお、必要に応じて関係資料を添付してください。

vii 「4 省エネ改修による省エネ率の計算根拠 (3) 補足」について

- 4(1)・(2)において、「見なし省エネ率」や「見なしエネルギー消費割合」の数値を使わずに省エネ率を計算する場合及び「その他」の躯体・設備改修を行う場合は、その計算根拠を「補足」の欄に記入するとともに、必要に応じて関係資料を添付してください。
- 「補足」の欄では記入が不足するときは、別葉を添付する形でも構いません。

⑫ チェックリスト

- 記載例（23ページ）を参照してください。
- 必要書類が揃っているかをこの書類で確認の上、この書類を必要書類の一つとして提出してください（必要書類⑧「エネルギー対策事業計画書」の裏面に印刷した場合は、改めて別の紙に印刷する必要はありません）。
- 様式は、県のホームページ（URLは次のとおり）からダウンロードすることができます。
<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/yuushi01.html>

⑬ その他必要と認める書類

- 県・信用保証協会・取扱金融機関が、申込みを行った中小企業者等に対し、①～⑫に掲げる書類に加え、その他必要と認める書類の提出をお願いすることがあります。
- その他必要と認める書類の例としては、次のようなものがあります。
 - ・ 設備の省エネ効果等に関し、公的機関や業界団体等による客観的な証明がなされていることを示す書類の写し
 - ・ 設備を導入するにあたり、土地の造成を行う場合における、当該土地の造成面積等を示す書類
- 再生可能エネルギー発電設備の導入を行う場合は、「その他必要と認める書類」の一つとして、次の書類を添付していただく必要があります。
 - <低圧（50kW未満）の場合>
「系統連系に係る契約のご案内」の写し
 - <高圧・特別高圧（50kW以上）の場合>
「接続検討結果（接続検討回答書）」の写し

3 記載例

- 必要書類のうち次のものについて、次ページ以下に記載例を掲載します。
 - ① 信用保証委託申込書一式 … 10～17ページ
 - ⑧ エネルギー対策事業計画書 … 18ページ
 - ⑪ 省エネ率計算シート … 19～22ページ
 - ⑫ チェックリスト … 23ページ

信用保証委託申込書

福岡県信用保証協会 行

令和
西暦

〇年 4月 1日

次のとおり借入したので、信用保証をお願いします。

必ずご記入ください。

申 込 人	フリガナ	フクオカショウテン		〒	812-8555		Tel	(092) 415-2605		
	法人名	株式会社 福岡商店		本 社 ま た は 住 所	フリガナ	フクオカシ ハカク ハカチキシタ				
	フリガナ	フクオカ タロウ			福岡市博多区博多駅南2丁目2番1号					
	氏名 または 代表者名	福岡 太郎		営 業 所 ま た は 工 場 等	〒	812-0082		Tel	(093) 551-2631	
性別	①男 2女		フリガナ		キタキョウシュウシユウ コクテキタク フルセンハマチ					
商号	(個人の方のみ記入)		北九州市小倉北区古船場町1番35号							
組織	1 個人 ② 株式 3 有限 4 合名 5 合資 6 合同 7 士業法人 8 組合 9 医療法人 10 その他法人									
資本金	30,000,000 円	従業員	常用(役員・家族除く)	60 名	生年月日	西暦 明 大 昭 ① 平 令				
後継者	1 無 ② 有		常用(役員・家族)	5 名	または 設立年月日	3 年 4 月 1 日				
業種	(主たる業種) 医療品卸売業 (従たる業種) 不動産賃貸業			臨時(パート含む)	7 名	取扱品目 (%で表示)	処方用医薬品 70% 一般大衆薬 15%			
会計処理	① 中小企業会計に準拠 2 非準拠 3 会計参与設置			(個人事業主の方) 貸借対照表の有無			1 無 2 有			
許認可等	1 不要 ② 有(当該事業に係る許認可証等を取得し、適法に事業を営んでいることを宣誓いたします)									

申込人印は不要です。

臨時・パート等の雇用形態を問わず、全員の臨時的な従業員数のみをご記入ください。

申 込 内 容	金融機関	博多銀行 (福岡 本 支店)		期 間 ま た は 期 日	8 4 月 日		返 済 方 法	1 一括 ② 分割	
	借入金額 (極度額)	3 0 0 0 0 0 0 0 円		資 金 使 途	1 運転資金 0 千円 2 設備資金 30,000 千円		保 証 料 分 納 希 望	① 無 ② 有	
	調達方法	本件	30,000 千円	必 要 理 由	※ 本件借入に伴う資金は今回申込に係る事業以外の目的で使用いたしません 事務所ビルの省エネ改修工事資金 太陽光発電事業に係る資金 太陽光パネル 100kW コンディショナー、架台、蓄電池 計55百万円				
	他借入	0 千円	自己資金		25,000 千円	その他	0 千円	合計	55,000 千円

業 況 等	最近 12か 月の 売上	03/3 100,000千円	03/7 97,000千円	03/11 130,000千円	申 込 時 預 金 ・ 借 入 金 残 高	(預金)	千円
		03/4 100,000千円	03/8 77,000千円	03/12 99,000千円		(借入金)	千円
		03/5 98,000千円	03/9 120,000千円	04/1 88,000千円	納税状況	① 滞納なし 2 滞納あり	
		03/6 110,000千円	03/10 100,000千円	04/2 120,000千円			

他協会の保証利用	1 無 ② 有 (東京 信用保証協会) (信用保証協会)
----------	---------------------------------

団信加入希望	保証協会団体信用生命保険(略称「保証協会団信」) 加入希望の有無 1 無 ② 有
--------	---

※ 「保証協会団信の加入の有無と、保証の諾否・金融査定はまったく関係ありません。

信用保証委託申込書記載事項チェック表

信用保証委託申込書に必要事項をご記入ください。

チェック欄

申込人について	① 屋号 ・ 商店等の商号（呼び名）及びふりがなを記入してください。 ② 商号・氏名 ・ 法人の場合は、ゴム印を使用されて差し支えありません。 ・ 個人事業主の方で屋号等がある場合には、ご記入ください。 ③ 本社または住所 ・ 法人の場合は商業登記上の住所、商号、代表者氏名をご記入ください。 ・ 個人事業主の場合は住民登録上の住所をご記入ください。 ④ 営業所または工場 ・ 営業所や支店、工場を有する場合にご記入ください。 ⑤ 従業員 ・ 常用（役員・家族除く）には、雇用形態がパートであっても実質的に常時雇用的なパートの方も含まれます。 ・ 常用（役員・家族）には、法人の場合は役員、個人事業主の場合は事業主と同一生計の3親等以内の事業に従事する親族の方の人数をご記入ください。 ⑥ 生年月日または設立年月日 ・ 個人事業主の場合は生年月日をご記入ください。 ・ 法人の場合は商業登記上の法人設立年月日をご記入ください。 ⑦ 業種 ⑧ 取扱品目 ・ できるだけ具体的にご記入ください。 ⑨ 会計処理等 ・ 中小企業の会計処理に関する基本要領に準拠し、財務諸表を作成している場合は、要領に準拠していることが確認できる書類（「中小企業の会計処理に関する基本要領の適用に関するチェックリスト」等）をご提出ください。 ・ 個人事業主の方で貸借対照表を作成されている場合は、「2有」を○で囲み、貸借対照表を添付してください。 ⑩ 許認可等 ・ 許認可等を必要とする事業を行っている場合には、当該事業に係る許認可等の写しをご提出ください。なお、その際は、許可名義人及び有効期限をご確認ください。	
申込内容について	① 金融機関 ・ 支店名は勘定店とし、信用保証委託契約書の金融機関名及び支店名と合致させてください。 ② 期間または期日 ・ 借入希望期間を月数でご記入ください。 ③ 保証料分割希望 ・ 保証料の分割を希望される場合は、「2有」を○で囲んでください。なお、保証期間が2年以下の場合は、分納できません。 ③ 調達方法 ・ 本件借入以外に他から借入等を予定している場合には、調達方法をご記入ください。 ④ 必要理由 ・ 今回、資金が必要になった理由・背景や具体的な資金の用途等をご記入ください。 （例） 設備資金 省エネ設備の増設、太陽光パネルの新設等	
業況等について	① 申込時預金・借入金残高 ・ 個人事業主の方で貸借対照表を未作成の場合にご記入ください。預金、借入金（住宅ローン等非事業性の借入金は除きます。）は、お客さまの事業の状況を確認するためのものです。お申込の金融機関以外の預金、借入金を含めありのままにご記入ください。	
団信加入希望について	① 団信加入希望について ・ 「保証協会団信」へ加入希望の有無をご記入いただくとともに、『「保証協会団信」加入意思確認書』をご提出ください。また加入を希望される場合は、別途『「保証協会団信申込書』』をご提出ください。	

保証人等明細

令和〇年 4月 1日
西暦

種 別	1 連帯保証人 2 物上保証人	
申込人関係	1 代表者 2 役員 3 事業承継予定者 4 親族(同一生計) 5 親族(同一生計外) 6 友人・知人 7 関連法人 8 その他()	
氏 名	フリガナ フクオカ タロウ	生 年 月 日
また は	福岡 太郎 ① 男 2 女	また は
法 人 名	(69才)	設 立 年 月 日
		西 暦 明 大 昭 平 令
		2 4 年 1 月 1 日
住 所	〒 812-8555 フリガナ フクオカシハカタクハカタエキミナミ 福岡市博多区博多駅南2丁目2番1号 Tel(092)415-2605	
職 業	1 会社員 2 公務員 ③ 3 自営(当社代表) 4 その他()	年 収 20 百 万 円
保有資産状況	所有不動産 1 無 ② 2 有 土地 1,000㎡ 建物 2,000㎡	
	所在地 福岡市博多区博多駅南2丁目2番1号 (持分2分の1)	時価合計 150百万円 預金・その他 50百万円 負債残高 40百万円

種 別	1 連帯保証人 ② 2 物上保証人	
申込人関係	1 代表者 2 役員 3 事業承継予定者 ④ 4 親族(同一生計) 5 親族(同一生計外) 6 友人・知人 7 関連法人 8 その他()	
氏 名	フリガナ フクオカ ハナコ	生 年 月 日
また は	福岡 花子 1 男 ② 2 女	また は
法 人 名	(69才)	設 立 年 月 日
		西 暦 明 大 昭 平 令
		2 4 年 2 月 1 0 日
住 所	〒 812-8555 フリガナ フクオカシハカタクハカタエキミナミ 福岡市博多区博多駅南2丁目2番1号 Tel(092)415-2605	
職 業	1 会社員 2 公務員 3 自営(当社代表) ④ 4 その他(無職)	年 収 0 百 万 円
保有資産状況	所有不動産 1 無 ② 2 有 土地 1,000㎡ 建物 2,000㎡	
	所在地 福岡市博多区博多駅南2丁目2番1号 (持分2分の1)	時価合計 150百万円 預金・その他 15百万円 負債残高 0百万円

種 別	1 連帯保証人 2 物上保証人	
申込人関係	1 代表者 2 役員 3 事業承継予定者 4 親族(同一生計) 5 親族(同一生計外) 6 友人・知人 7 関連法人 8 その他()	
氏 名	フリガナ	生 年 月 日
また は	1 男 2 女	また は
法 人 名	(才)	設 立 年 月 日
		西 暦 明 大 昭 平 令
		年 月 日
住 所	〒 フリガナ Tel() -	
職 業	1 会社員 2 公務員 3 自営(当社代表) 4 その他()	年 収 百 万 円
保有資産状況	所有不動産 1 無 2 有 土地 1,000㎡ 建物 2,000㎡	
	所在地	時価合計 百万円 預金・その他 百万円 負債残高 百万円

保証人等明細記載事項チェックシート

○ 連帯保証人及び物上保証人になれる方の情報について記入していただく書類です。

チェック欄

連帯保証人について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日付は必ずご記入ください。 ・ 「連帯保証人」、「物上保証人」の種別は、いずれか該当する番号を必ず○で囲んでください。 ・ 法人は登記上の本社所在地、個人の場合は住民登録上の住所をご記入ください。 ・ お申込みされた法人の代表者は、職業欄の「3 自営」を○で囲み、「当社代表」とご記入ください。 ・ 時価合計は、所有不動産の時価評価合計額をご記入ください。預金・その他には、預金残高、有価証券及び動産の評価額をご記入ください。 <p>※ 組合等で連帯保証人等が4名以上おられる場合は、別の申込書から「保証人等明細」を切り離してご使用ください。また、「保証人等明細」をコピーし、ご使用いただいても構いません。</p>	
-----------	---	--

申込人(企業)概要

令和〇年 4月 1日
西暦

※前回保証利用後、変更のない項目は、記入を省略して結構です。(初めてのお申込みの場合は、全項目記入してください)

申込人(企業)の概要	創業年月(開業)	西暦 1明治前 2明 3大 ④昭 5平 6令	7年	4月
	申込人(企業)の沿革、特色、最近の動向等			
<p>(沿革) 昭和63年4月 代表者の営業基盤を引き継ぎ、平成4年4月 本社ビル竣工、平成12年4月 北九州支店開設、平成14年4月 東京営業所開設</p> <p>(特色) 九州一円の調剤薬局や病院向けに処方用の医薬品を取り扱っている。</p> <p>(最近の動向等) 薬価の引き下げ等当社を取り巻く環境は厳しさを増しているが、物流システムの合理化等により収益確保に努めている。</p>				

経営者略歴	生年月日	西暦 1明 2大 ③昭 4平 5令	23年	1月	1日
	<p>〇〇大学薬学部卒業後、医薬品卸の熊本商事に14年間勤務 昭和58年4月 福岡市中央区黒門で独立開業</p>				

特許	特許保有登録番号(内容)	①無 2有	認証・資格	認証または申込人国家資格
	<p>平成18年4月 ISO14001認証取得</p>			

取引先状況	主な販売先	会社名	構成比(%)	回収条件			主な仕入先	会社名	構成比(%)	支払条件		
				現金(%)	手形(%)	回収サイクル(日)				現金(%)	手形(%)	回収サイクル(日)
		佐賀薬局	30	30	70	120		東京製薬	40	0	100	90
		長崎薬局	30	30	70	120		大阪薬品	15	0	100	90
		熊本病院	10	50	50	90		名古屋薬品	15	0	100	90
		大分病院	10	0	100	90		九州製薬	15	100	0	0
		その他	20	0	100	90		その他	15	100	0	0

所有不動産有無	1無 ②有	申込人及び代表者個人が不動産を所有している場合にご記入ください。					
所有不動産概要	種類	所在地	名義人	土地		建物	時価
				自己所有	借地		
	本社	福岡市博多区博多駅南2-2-1	代表者外、当社	m ² 1,000	m ²	m ² 2,000	百万円 150
	営業所						
	工場・店舗						
	自宅						
その他							
担保に提供している場合の根抵当権極度額や抵当権債務残高の合計金額をご記入ください。						時価合計	150百万円
						債務(借入)合計	120百万円

申込人（企業）概要事項チェックシート

○お客さまの概要、沿革、取引先との取引内容や所有不動産等の情報をご記入していただく書類です。

○初めてのお申込の場合は、全項目ご記入ください。2回目以降のお申込の際は、変更のない項目については、ご記入を省略されて構いません。

チェック欄

申込人（企業）の概要について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日付は必ずご記入ください。 ・ 創業年月は必ずご記入ください。 	
特許について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特許や認証・資格を有している場合、その名称・内容等をご記入ください。 	
取引先状況について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 主な販売先（受注先）、仕入先（外注先）について、取引高の上位5位についてその取引状況をご記入ください。 	
所有不動産概要について	<ul style="list-style-type: none"> ・ お申込人または代表者が不動産を所有している不動産の概要を種類（用途）別にご記入ください。なお、固定資産評価証明書等のご提出がある場合は、「別紙添付」とご記入ください。 ・ 債務（借入）合計欄は、担保に提供している場合の根抵当権極度額や抵当権債務残高の合計額をご記入ください。 	

信用保証委託契約書

福岡県信用保証協会 行

令和〇年 4月 1日
西暦

※委託者又は連帯保証人となる方が個人の場合、委託者・連帯保証人欄には必ず本人が自署してください。

※実印を押印してください。

※必ず日付をご記入願います。

委託者	本社または住所	福岡市博多区博多駅南2丁目2番1号		
	法人名	フリガナ	フクオカショウテン 株式会社 福岡商店	
	氏名または代表者名	フリガナ	フクオカ タロウ 福岡 太郎	

商福
店岡

連帯保証人	住所	福岡市博多区博多駅南2丁目2番1号		
	氏名	フリガナ	フクオカ タロウ 福岡 太郎	
連帯保証人	住所			
	氏名	フリガナ		
連帯保証人	住所			
	氏名	フリガナ		

太福
郎岡

貴協会に信用保証協会法第20条に基づく信用保証を委託するについて、委託者および保証人は、次の借入要項および各条項を確約します。
 なお、本契約は委託者が借入要項による借入をした日(ただし、借入形式が2、3または5の各口の場合は初回の借入をした日、借入形式が4の場合は委託者が金融機関との間で当座貸越契約を締結した日とします。)をもって成立するものとします。

[借入要項]

金融機関名	博多銀行 (福岡支店)
借入形式 (該当項目を○で囲んでください)	1 証書貸付 2 手形貸付(イ 個別 <input type="checkbox"/> 極度) 3 手形割引(イ 個別 <input type="checkbox"/> 極度) 4 当座貸越(イ 貸付専用型 <input type="checkbox"/> 事業者カードローン) 5 電子記録債権割引(イ 個別 <input type="checkbox"/> 極度(手形・電子記録債権両方の割引を含む)) 貴協会の審査により借入形式が変更された場合は、その借入形式を承認します。
借入金額	金 5 0 0 0 0 0 0 0 円 (借入形式が2・3・5の口、および4の場合は極度額) 貴協会の審査により減額決定された場合は、その決定された金額を借入金額とします。

金融機関・協会使用欄

(契約条項裏面)

検印	担当者印

保証番号	
------	--

※信用保証書に表示されている保証番号を金融機関においてご記入ください。

信用保証委託契約書チェックシート

- 信用保証委託契約書は、「信用保証」についてお客様及び連帯保証人との信用保証協会との間に締結する基本契約です。
- この書類は2枚綴りの複写式となっております。1枚目が協会提出用、2枚目がお客様控えとなります。金融機関のご担当者は、受付の際必ず、お客様控えを切り離し、お客様にお渡しください。

チェック欄

委託者について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日付は必ずご記入ください。 ・ 印鑑証明書のとおり、住所・氏名を必ず<u>自署・捺印</u>してください。なお、<u>法人の場合はゴム印</u>を使用されて差し支えありません。ただし、<u>(株)等の省略表記は用いず、「株式会社〇〇」</u>等と印鑑証明書のとおりご記入ください。 	
連帯保証人について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 連帯保証人欄が不足する場合は、つぎ足してご利用ください。なお、つぎ足す場合は、お客様、<u>連帯保証人全員の実印</u>で割印をお願いします。 	
借入要項について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 金融機関名、支店名を正しくご記入ください。金融機関において、金融機関名、支店名のゴム印を使用されて構いません。<u>支店名は勘定店</u>となりますので、ご注意ください。 ・ 貸付形式が「2 手形貸付」の場合は、あわせて「イ 個別」・「ロ 極度」の該当項目を○で囲んでください。 ・ 借入金額は、お申込金額をご記入ください。審査により減額された場合は、保証決定された金額が借入金額となりますが、信用保証委託契約書の<u>借入金額の訂正は行いません</u>。 	

※ 福岡県信用保証協会編集発行「信用保証委託申込書等関係様式（全国統一様式）記入の手引き」より一部抜粋

エネルギー対策事業計画書

令和〇〇年4月1日

住 所 福岡市博多区博多駅南2丁目2番1号

氏 名

法人の名称及び代表者氏名 株式会社 福岡商店
福岡 太郎

押印不要

電 話 (092)415-2605

1 導入・整備する設備等の種類

融資を受けて導入するものすべてに○をつけてください。

	設備等の種類	該当するもの (○を記入)	コード	該当番号
1	省エネルギー設備		179103	
2	再生可能エネルギー設備	○	179102	1
3	コージェネレーション			
	エネルギーマネジメントシステム			
	蓄電池		179102	
4	建築物の省エネ改修	○	179103	
5	水素ステーションその他の次世代自動車用燃料供給設備		179102	
6	その他上記設備等と同等以上の効果を有すると認められるもの		179102	
			179103	

(注1)

(注2)

中小企業信用保険法施行規則別表第2を参照の上、該当する番号を記入してください。

(注1) 中小企業信用保険法施行規則別表第2の1に掲げられている「エネルギーの使用の合理化に資する施設（120種類）」の場合は、その該当番号を記載してください。

(注2) 同規則別表第2の2に掲げられている「非化石エネルギーを使用する施設（7種類）」の場合は、その該当番号を記載してください。

融資対象経費とならないものであっても、「信用保証委託申込書」の「調達方法」・「必要理由」に記載するものは、ここにも記載してください。

2 導入・整備する設備等の内容

設備等の名称、型式等	設備等の規模・出力、省エネ効果等※	金 額 (単位：千円)	完了予定日 (運転開始予定日)
事務所ビルの省エネ改修	窓の複層ガラス化、屋根の張替え、空調設備の更新	25,000 千円	R1.10.31 ()
太陽光発電設備一式（パネル、コンディショナー、架台）	出力100kW	30,000 千円	R1.10.31 ()
		千円	()
合 計		55,000 千円※	—

※ 「建築物の省エネ改修」の場合は、「省エネ率計算シート」を添付してください。

3 設備等を導入・整備しようとする場所（市町村名以下を記入）

福岡県 福岡市博多区博多駅南2丁目2番1号、北九州市小倉北区古船場町1番35号

4 資金調達計画

(単位：千円)

	本制度による借入	国・自治体等からの補助金等	その他 (自己資金含む)	合 計
所要額	30,000 千円	千円	25,000 千円	55,000 千円※

※ 2（導入・整備する設備等の内容）の合計と4（資金調達計画）の合計が一致するように記入してください。

省エネ率計算シート

令和〇〇年 4月 1日

住所 福岡市博多区博多駅南2丁目2番1号

氏名

法人の名称及び代表者氏名 株式会社 福岡商店

福岡 太郎

押印不要

電話 (092)415-2605

1 省エネ改修を行う建築物の概要

名称	株式会社福岡商店事務所ビル		
所在地	福岡県 福岡市博多区博多駅南2丁目2番1号		
規模	(延床面積) 2,000 m ²	(階数) 地上: 2階	地下: 階
用途 (✓を記入)	<input checked="" type="checkbox"/> 事務所・工場 <input type="checkbox"/> 学校 <input type="checkbox"/> 物販店 <input type="checkbox"/> 飲食店 <input type="checkbox"/> 集客施設 <input type="checkbox"/> 病院 <input type="checkbox"/> ホテル <input type="checkbox"/> その他（具体的に:)		

【記入上の注意】

- ・「所在地」は、「エネルギー対策事業計画書」の「3 設備を導入（設置）しようとする場所」と一致するように記入してください。
- ・本融資では、延床面積が5,000 m²以上の建築物を「大規模建築物」、延床面積が5,000 m²未満の建築物を「中小規模建築物」として取り扱います（躯体改修の省エネ率の計算式が異なります）。

2 省エネ改修による省エネ率

A 躯体改修による省エネ率	19.5 %
B 設備改修による省エネ率	10 %
合計 (A+B)	29.5 %

※合計 (A+B) が10%以上
となる必要があります。

【記入上の注意】

- ・小数点第一位まで記入してください（「4 省エネ改修による省エネ率の計算根拠」も同じ）。
- ・「4 省エネ改修による省エネ率の計算根拠」に、省エネ率の計算式等を記入してください。

3 省エネ改修の工事開始予定日及び工事終了予定日

工事開始予定日	〇〇 年 6月 1日
工事終了予定日	〇〇 年 10月 31日

【記入上の注意】

- ・「工事終了予定日」は、「エネルギー対策事業計画書」の「2 実施内容」の「完了予定日」と一致するように記入してください。
- ・「工事開始予定日」と「工事終了予定日」は、申込時点の見込みを記入してください。

4 省エネ改修による省エネ率の計算根拠

(1) 躯体改修〔必須〕

該当欄 (○を記入)	改修項目	内 容	
○	開口部	内 容 (例：複層ガラス化)	窓の複層ガラス化
		① 開口部全体の面積	<u>200</u> m ²
		② 改修する開口部の面積	<u>100</u> m ²
		③ 改修割合 (②/①×100)	<u>50</u> %
		④ 建築物全体での省エネ率 (a×③÷100)	・大規模建築物の場合 (a%=3%) : = _____ % ・中小規模建築物の場合 (a%=15%) : = <u>7.5</u> %
○	屋根・外壁	内 容 (例：断熱材での外壁改修)	断熱性能の高い屋根への張替え
		① 屋根・外壁全体の面積	<u>1,000</u> m ²
		② 改修する屋根・外壁の面積	<u>1,000</u> m ²
		③ 改修割合 (②/①×100)	<u>100</u> %
		④ 建築物全体での省エネ率 (a×③÷100)	・大規模建築物の場合 (a%=2%) : = _____ % ・中小規模建築物の場合 (a%=12%) : = <u>12</u> %
	日射遮蔽	内 容 (例：庇の設置)	
		① 日射遮蔽全体の面積	_____ m ²
		② 改修する日射遮蔽の面積	_____ m ²
		③ 改修割合 (②/①×100)	_____ %
		④ 建築物全体での省エネ率 (a×③÷100)	・大規模建築物の場合 (a%=1%) : = _____ % ・中小規模建築物の場合 (a%=4%) : = _____ %
	その他	内 容	
		① 当該項目全体の面積	_____ m ²
		② 改修する当該項目の面積	_____ m ²
		③ 改修割合 (②/①×100)	_____ %
		④ 建築物全体での省エネ率 (当該項目の省エネ率×③÷100)	※「(3) 補足」に計算式等を記入してください。

A	躯体改修による建築物全体での省エネ率の合計 (各項目の④の合計)	<u>19.5</u> %
---	-------------------------------------	---------------

【記入上の注意】

- ・本融資は躯体改修を行うことが必須ですので、上の表に必要な事項を必ず記入してください。
- ・改修項目ごとに「見なし省エネ率 (a%)」を設定していますので、省エネ率計算の参考にしてください。なお、大規模建築物と中小規模建築物で見なし省エネ率が異なりますので、ご注意ください。
- ・見なし省エネ率を使わずに省エネ率を計算する場合及び「その他」の改修を行う場合は、「(3) 補足」に計算式等を記入してください。
- ・「その他」が複数ある場合は、適宜行を追加してください。

(2) 設備改修

該当欄 (○を記入)	改修設備	建築物の用途別の 見なしエネルギー 消費割合[%] a	導入する設備の 省エネ率[%] b	設備別の改修割合[%] c	設備導入による 省エネ率[%]d (a×b×c÷10000)	
○	空調設備	熱源設備	35 %	20 %	100 %	7 %
		搬送設備	5 %	20 %	100 %	1 %
		二次側設備	10 %	20 %	100 %	2 %
	換気設備	_____ %	_____ %	_____ %	_____ %	
	照明設備	_____ %	_____ %	_____ %	_____ %	
	給湯設備	熱源設備	_____ %	_____ %	_____ %	_____ %
		搬送設備	_____ %	_____ %	_____ %	_____ %
	昇降設備	_____ %	_____ %	_____ %	_____ %	
	その他	※「(3) 補足」に計算式等を記入してください。			_____ %	

B	設備改修による建築物全体での省エネ率の合計 (各項目の d の合計)	10 %
---	---------------------------------------	------

【記入上の注意】

- ・本融資を受けて躯体改修とともに設備改修を行う場合は、上の表に必要な事項を記入してください。
- ・下表のとおり、建築用途別に各設備の「見なしエネルギー消費割合」を設定しています。改修設備の分類と「1 省エネ改修を行う建築物の概要」で選択した用途を確認の上、該当する数字をシートの a (建築物の用途別の見なしエネルギー消費割合) の欄に記入してください。

<建築物の用途別の見なしエネルギー消費割合>

改修設備の分類	事務所	学校	物販店・飲食店・集客施設	病院	ホテル	
空調設備	熱源設備	35%	28%	28%	21%	32%
	搬送設備	5%	4%	4%	3%	5%
	二次側機器	10%	8%	8%	6%	8%
換気設備	5%	10%	10%	10%	5%	
照明設備	20%	25%	25%	10%	10%	
給湯設備	熱源設備	-	-	9%	36%	27%
	搬送設備	-	-	1%	4%	3%
昇降設備	3%	-	5%	5%	3%	
その他	22%	25%	10%	5%	7%	
合計	100%	100%	100%	100%	100%	

- ・ b (導入する設備の省エネ率) の欄には、当該設備のカタログ、仕様書その他の資料に記されている省エネ率を記入してください(あわせて、その資料を「申込書類」の「10 導入しようとする設備が融資対象設備に該当することを示す書類」として添付してください)。
- ・ c (設備別の改修割合) の欄には、設備ごとに、それぞれの建物全体に対する改修部分の割合(合計面積や合計容量に対する改修部分の割合等)を記載してください。
- ・ 見なしエネルギー消費割合を使わずに省エネ率を計算する場合及び「その他」の設備改修を行う場合は、「(3) 補足」に計算式等を記入してください。

(3) 補足

--

【記入上の注意】

- ・ (1)及び(2)において、「見なし省エネ率」や「見なしエネルギー消費割合」の数値を使わずに省エネ率を計算する場合及び「その他」の改修を行う場合は、上の枠にその計算根拠等を記入してください（必要に応じて資料を添付してください）。

別記様式3（別表2関係）

エネルギー対策特別融資 申込みに必要な書類チェックリスト

エネルギー対策特別融資の申込みを行う際は、取扱金融機関へ書類を提出する前に、次に掲げる必要書類が揃っているかどうかを確認してください。

申込みにあたっては、必要な書類をすべて添付してください。

なお、金銭消費貸借契約書等の締結時に信用保証委託契約書の作成・提出が必要となります。

	書類の名称	チェック
一般的事項	1 信用保証委託申込書 …福岡県信用保証協会が定める信用保証委託申込書類です。	✓
	2 個人情報の取扱い（提供）に関する同意書 ※ 包括同意書を提出している場合は不要	✓
	3 納税証明書 ※ 納期限が到来している直近の1事業年度分（1年分）に係る事業税を完納していることを示す納税証明書（福岡県の県税事務所が発行）を提出してください。ただし、事業税の課税がない場合は、市町村が発行する県・市町村民税の納税証明書を提出してください。	✓
	4 申込みが法人の場合は、商業登記簿謄本（発行後1か月以内のもの）	(法人のみ) ✓
	5 印鑑証明書（発行後3か月以内のもの）	✓
	6 許認可を必要とする業種にあつては、その許認可証の写し	✓
	7 決算書、納税申告書等の写し。ただし、特定非営利活動法人の場合は、これに代えて、次に掲げる書類のすべてを提出すること。 ① 事業報告書 ② 計算書類（活動計算書及び貸借対照表）及び財産目録 ③ 年間役員名簿 ④ 社員のうち10人以上の者の氏名及び住所を記載した書面の写し	✓
	8 事業者選択型経営者保証非提供制度に基づき、経営者保証を提供しない場合は、事業者選択型経営者保証非提供制度要件確認書兼誓約書	(該当する場合) ✓
エネルギー関連事項	9 エネルギー対策事業計画書	✓
	10 設備の見積書（有効期限内のもの）	✓
	11 導入しようとする設備が融資対象設備に該当することを示す書類（例：設備のカタログ、仕様書、図面、省エネ診断書等※） ※ 導入しようとする設備について、福岡県の「省エネルギー相談事業」等により、導入効果に関する診断等を受けた場合は、その診断書等を添付してください。	✓
	12 省エネ率計算シート ※ 建築物の省エネ改修の場合のみ必要。	(該当する場合) ✓
	13 チェックリスト（この用紙です。）	✓
	14 その他必要と認める書類 ※ 1～12の書類のほかに、必要に応じて追加資料をお願いする場合があります。	(該当する場合) ✓

省エネ診断書の添付は必須ではありませんが、融資対象設備であることを示す資料となりますので、省エネ診断を受けた場合はできる限り添付してください。